

# 警察政策学会 ニュースレター VOL.52

～ 警察政策学会は、令和10（2028）年に、設立30周年を迎えます ～

## 目次

### 【巻頭言】

我が国の自治体等において災害対応後の検証が行われにくいのはなぜか

前 警察政策学会 副会長（元警視総監、元内閣危機管理監）

東京大学 生産技術研究所 客員教授 伊藤 哲朗…………… 1

### 【研究ノート】

警察を起点とした児童虐待及び非行防止のための地域連携

～神奈川県・静岡県の調査を中心に～

福山平成大学 福祉健康学部 福祉学科 講師 石田 咲子…………… 6

### 【リレーエッセイ】

海外出張時の健康管理メモ

警察政策学会 理事

明治安田生命保険相互会社 顧問 富田 邦敬…………… 9

お知らせ…………… 12



## 巻頭言

# 我が国の自治体等において災害対応後の検証が行われにくいのはなぜか

前 警察政策学会 副会長（元警視総監、元内閣危機管理監）

東京大学 生産技術研究所 客員教授 伊藤 哲朗

## 1 はじめに

今年も豪雨や台風災害の時期となったが、こうした災害が発生するたびに感ずるのは、各地で同じような災害対応のまずさにより同様の失敗を繰り返しており、その結果、本来であれば生ずる必要のなかった災害被害が発生しているということである。

例えば、2015年に、これまで度々市内を流れる鬼怒川の水害に見舞われている常総市で発生した水害は、常総市全域にわたる水害となり、死者こそ少なかったものの多くの被災者を出し、その際の市当局や警察の対応のまずさもあり、事前の避難命令も出されることなく、堤防決壊により多くの市民が、自宅に孤立することとなった。また、2年前に新築されたばかりの市役所も水没し、肝心の防災拠点としての役割を果たすことなく、市役所としての機能が回復するまでに多くの時間を要する結果となった。

洪水の結果、洪水の水位は市の作成したハザードマップの想定どおりの高さまで来たが、新しく市役所に設置された非常用電源装置は水没し使用できなくなったほか、市役所の中庭にあった防災備蓄倉庫も水没してしまった。そのことが市の防災業務に後々まで大きな支障となったことは言うまでもない。

また、ハード面に加え、気象庁や河川を管理する地方整備局による再三の警告にもかかわらず堤防決壊まで消防職員や警察による鬼怒川の水位を確認のための警戒監視が行われなかったなど多くの反省教訓があり、もう少し的確な危機への事前準備がなされていたらと思われる事態や、災害が発生しそうだ、あるいは発生したという時点での緊急事態対処がもう少し適切に行われていたらと思われる事態がいくつも見受けられるところである。

常総市としても、これらの問題点を材料に将来の災害対策に生かしていこうとしているものの、これらが全国の自治体において共通の反省教訓材料として共有されているわけでは決していない。今後、こうした反省教訓材料を全国の自治体で共有できれば、少なくとも同様の失敗は相当に減少するものと思われる。

しかし、こうしたことは今のところ期待薄のようで、その後、同じような事態が全国各地のみならず同じ県内でも発生しており、2023年の日立市の水害では、常総市の水害の後に防災庁舎と鳴り物入りで完成した市役所が、24時間の雨量が300mmに満たない雨量で水没し、地下にあった非常用電源が水没した結果、市役所が機能を喪失し、防災拠点としての役割が発揮できなかった。

同様のことは全国各地で水害が発生するたびに起きており、大きな被害を生み出す結果となっている。これは、災害対応に当たる自治体に限ったことではなく、国の各機関や警察、消防や企業等においても他の教訓を生かし切れていないが故の同様の被害や失敗を重ねる結果となっている。

例えば古い話で恐縮であるが、私が警察庁の会計課長をしていた当時、とある県の県警本部庁舎を立て替えたいとして国に補助金の申請があった時のことである。何気なく申請書類に添付されていた新庁舎の設計図を見ていたところ、新庁舎の地下に非常用電源装置が設置される設計となっている。私が当該県の担当者にこの「新本部庁舎の場所は南海トラフの地震の際の津波は来ない場所でしたかね。」と尋ねると「いえ、津波が来ると1階までは津波が押し寄せる可能性があります。」との答えである。「それでは、津波が来れば非常用電源装置は水没し、新庁舎は防災拠点としての役割ができないということですか。設計の見直しが必要ですよ。」と述べると、「そうですね。そのことは考えていませんでした。」とのことで、設計変更のためその年の補助金申請は見送られることとなった。地方自治体ばかりではなく警察でも同様であるということである。警察では他にも同様の例をいくつか見ている。

災害等の緊急事態が発生した後の事態収拾後に行うべきことは、次に同様の事態が発生したときに備えて、新たな危機への準備を行うことであるが、そのためには発生した緊急事態に対する準備の状況や発生した事態への危機管理の対応が十分であったかどうかを分析し、検証し、反省教訓を導き出し、次の危機に備えることが重要である。

しかし、日本においては、災害の後の事態収拾後、復旧や復興のための活動は行われるものの、こうし

た危機への準備や危機発生時の対応が果たして十分なものであったか、足りないものがあればそれは何であったのか、今後の新たな災害に備えて何をなすべきかの分析、検証、反省教訓の抽出はなかなか行われない。その結果、新たな災害への対応の準備も決して十分なものとはなっていないのが現状であろう。

これは諸外国と比べても顕著な傾向と言えるが、それが行われないのはなぜか、本来は何をなすべきであるかを分析し問題点を抽出してみたい。

## 2 何をなすべきなのか

日本においては、毎年のように地震、水害などの災害が発生し多くの被害が出ている。政府や各地方自治体では長年かけて起こりうる災害に備え、インフラの整備や災害発生時に取るべき対策の準備、要員の確保、住民も巻き込んだ訓練など災害に備えた対策に取り組んでいる。

しかし、災害はいつも違う形でやってくる上、災害が発生する場所も異なる。このため災害に備えた準備は、災害が起こりうるすべての場所であらゆる可能性を考えて行う必要がある。また、これらの準備も実際の災害が発生する前に終了しておく必要がある。

一方、災害は前触れもなく突然発生する。また、いったん災害が発生すると人命を救うため大量の人員と資機材を投入して短時間のうちに対応を行う必要がある。こうした災害発生後の事後の災害対応は、災害への備えとともに災害発生時における被害の多少を決める重要な要素である。

このため、災害後に行うべきことは、復旧、復興に加え、一つには、災害に備えた事前の準備活動や防災活動つまりリスクマネジメントが十分であったかを詳細に分析し、検証し反省教訓を得ることである。もう一つは、災害発生時における初動活動や事態対処活動において、必要なところや必要な時期に、必要な人員、資機材が投入されたかなどの初動活動の在り方つまりクライシスマネジメントが適切に行われたかどうかを同じく分析、検証し、反省教訓材料を抽出することである。

しかし、こうした検証活動はなかなか行われないのが実情である。以下、これが行われにくい現状と原因を探してみたい。

## 3 災害発生後、誰がどのように災害対応の分析、検証を行うのか

### (1) 記録の重要性

災害対応の検証を行うのは当然ながら災害対応の当事者であるが、災害対応時は災害対応に追われて必ずしも十分な記録が取られていないことが多い。特に、ある判断に基づき災害対応がなされた場合に、その結果としての災害対応の内容は記録されていたとしてもそこに至る検討、判断の内容や、採用されなかった対応の内容が記録されることはまずない。しかし、最低でも以下のことは行う必要がある。

緊急時には意識していないと記録を取る暇がないが、最低でも現在起きている事象、起ころうとしている事象、現在取られた措置、判断などは起こった時系列に沿って記録していくことは必要である。例えば、ホワイトボードや大きな白紙に発生した事象を時系列的に事の大小にかかわらず記録していくことは重要である。ホワイトボードに書き込まれたことはスペースがなくなっても消さずに保管しておくこと、やむを得ず消さざるを得ない場合は写真に撮るなどして記録することが記録上重要である。全員が災害対応に当たる中、記録を取る係を抽出するのは大変だが、緊急事態対応体制の中にあらかじめ記録班を設置しておく配慮が重要である。しかし、こうした記録班が設置される自治体は少ない。

## (2) 危機の原因と対応の良し悪しの検証

なぜ危機が発生したのか、何故このような事態になったのか、危機対応の在り方は良かったのかを後日検証することは重要である。ただ事態がそこに至るには人為的な要素が絡む場合が多く、そこに至る判断や不作為がそうした結果をもたらしたことを記録しにくい事情がある場合も多い。同様、いくつかの対応策の選択肢の中から当該対応策が選ばれた理由や対応策の優先順位の付け方についても記録されることが必要であるが、同様の事情から必ずしも十分な記録がなされないことがある。そのため、各自治体の災害対応の記録もただ時系列的な事柄の羅列のみで、その記録を読んでも参考になる判断や失敗の記録が見られることはまれである。

## (3) 反省と教訓の抽出

各自治体にとって災害対応はまれにしか起こらない人命にかかわる重大事象である。そのため、災害対応時の問題点や良かった点を抽出し、対応が不十分だった点や、反省すべき点は真摯に反省し、教訓として次の危機に備えることは、同様の事態が発生した場合に、当該自治体のみならず他の自治体にとっても貴重な教訓となるはずである。しかし、実際にはこれらのことはなされず、反省や教訓として生かされてはいない。これにはいくつかの理由が考えられるが、一つに、危機対応の当事者は、当時の状況下で最善を尽くしたと考えており、あの状況ではやむを得ざる判断であり、反省すべき点はなかったと考えていることが多い。二つに、自治体では災害対応の良し悪しは、首長の判断の良し悪しや資質の問題とされがちであり、議会における非難や次の首長選挙における攻撃材料とされ、正直にこれらの反省材料を記録化して提示することがはばかれるのが実情である。

また、仮に反省教訓が得られたとしても、検証結果が出るころには事案対応に当たった当事者は既にそのポストの任になく、その反省教訓は後任者の糧となるはずであるが、一般的に他人の過去の経験は、自らの経験としないことが多いためそれほど参考にはなっていないし、ましてや他の自治体の教訓を参考にしようとする人は少ない。

## (4) 経験の伝承

こうした事情はあっても、過去の経験を後世に伝え次の危機に備えることは重要である。しかし、経験を伝えることは、なかなか容易ではない。特に災害対応の経験を伝えることは難しい。なぜなら、災害対応という異常事態での業務は、非日常的な業務で一度しか経験できないため、通常の業務と異なり業務を行う中で経験しながら学ぶことができない。いわばオンザジョブトレーニングにはなじまない業務である。このため、この経験を学び、伝承していくには、通常の業務と異なる努力が必要となる。過去の災害対応の記録を読み、必ずしもあからさまに記録されていない反省、教訓をくみ取り、イメージーションにより自らのものとしていくことが重要で、しかもそれを訓練に生かしていくことが必要である。しかし、自治体によっては災害対策を専門的に行う職員が皆無か、いても少数という自治体も多く、記録を読み反省教訓を学ぶ体制には程遠い自治体も多い。

## (5) さらなる危機の想定と対応策の検討

災害対策を考える場合、過去の災害対応の反省、教訓を基に同様の失敗を重ねないことが重要であるが、先ほどの事例にもあるように同じような失敗を違う自治体でしてしまうことも多い。これは過去の他人の経験を学ばないことによるものが多いとはいえ、もう一つには、危機は常に違う顔をしてやってくるためでもある。同じ場所に同じような災害が発生したとしても、時を経て社会の変化や対応する人間の変化が

原因で起こる被害は前回とは異なることが多いのである。

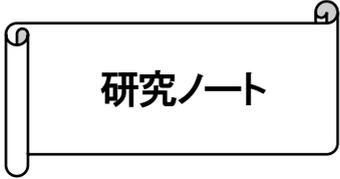
このため、同じ危機が二度と来ることはないが、イメージーションにより次の危機を想定し、対応策を構築し、訓練を重ねていくことが重要である。訓練は実戦のごとく、実戦は訓練のごとくと言われるが、この言葉は、災害対応の場面でも有効なのである。

#### 4 おわりに

日本においては毎年のように各地で災害による被害が発生し、その都度各自治体においては災害対応に当たり、被災者の保護や被災したインフラや施設の復旧に当たっているが、これら各自治体が行う災害対応は必ずしも十分なものとは言えず、毎回のように同じような失敗と対応の混乱が見られる。その大きな理由の一つに、これまで見てきたように、各自治体とも過去の他の自治体で起きた災害とその対応の在り方についての経験を学ぼうとしないところにその原因があると考えられる。

なぜ経験を学ばないのかにはいくつもの理由があるが、その理由の一つに各自治体の災害対応の記録が必ずしも他の自治体にとって有益なものとなるよう記録されていないことと、自治体の職員が他の自治体の経験を学ぼうとしないことが挙げられる。

今後こうした事態を少なくするためには、災害が発生した場合にできるだけ詳細に災害対応の記録を失敗事例も含めて積極的に記録していくことと、平時から防災担当の職員は、他の自治体の災害対応の記録を学びそれぞれの自治体の防災対応に役立つよう努めることが求められている。さもなければ他の自治体の失敗をまた他の自治体が繰り返すということが度々起こる結果となろう。



## 研究ノート

# 警察を起点とした児童虐待及び非行防止のための地域連携 ～神奈川県・静岡県の調査を中心に～

福山平成大学 福祉健康学部 福祉学科 講師 石田 咲子

## 1 はじめに ～研究部会「子供を守るための地域連携研究部会」～

平成30年度に「子供を守るための地域連携研究部会」（被害者化、加害者化から子供を守るための警察を起点とした地域連携に関する研究）を警察政策学会の一部会として承認していただいた。本研究部会の部会員で、令和5年度に神奈川県警察本部及び特例認定NPO法人子ども支援センター「つなぐ」に、令和6年度に静岡県警察本部及び静岡市児童相談所に聞き取り調査を行った。お忙しい最中ご協力いただいた皆様に対して、この場をお借りして感謝申し上げますとともに、本稿では調査を通して明らかになった警察を起点とした児童虐待及び非行防止のための地域連携の現状と所感、さらに新たな課題について述べる。

## 2 地域連携の現状

まず、神奈川県における児童相談所との連携について述べる。県の児童相談所に警部や警部補を派遣している。ほかにも、川崎市こども家庭センター（中央児童相談所）への警部クラスの出向、横浜市児童相談所及び相模原市児童相談所への警察OBの勤務が挙げられる。警察と児童相談所の間には「児童虐待事案に係る児童相談所と警察の連携に関する協定書」が全て締結されている。次に、教育委員会・学校との連携については、県の教育委員会に警部補を、県の青少年課に警部及び警部補を派遣し、さらに県の青少年センターへ巡查部長が出向している。また、学校警察連携制度も活用されており、学校と警察署との連絡を行ったり、「少年相談・保護センター」で継続的な支援も行われている。学校・警察連絡協議会も実施されている。

次に、静岡県における児童相談所との連携について、令和2年度から県の中央児童相談所へ警部が出向しており、令和4年度から中央児童相談所を含む県管轄の5か所の児童相談所に児童相談所職員との身分を併任する警部補（併任警察官）が配置されている。併任警察官は、立入調査や質問等児童相談所職員の職務権限を有しており、児童虐待事案に的確に対応することができる点に特徴がある。併任警察官は、まず警察署に出勤し、それから児童相談所に行くため、警察署との距離を保ちつつ、児童相談所とスムーズな連携を行うことができる。令和5年度からは政令市の各児童相談所に警部が派遣され、また、警察OBについても市児童相談所に配置されている。静岡県でも、「児童相談所と警察との情報共有等の取扱いに関する協定書」が締結されている状況である。学校・教育委員会との連携については、警部級の警察官1名

が主幹として教育委員会へ行っており、併せて教員から警察への人事交流も平成28年から行われている。加えて、スクールサポーター制度や学校警察連携制度も運用されている。

以上、神奈川県及び静岡県における連携の現状を簡単にまとめた。伊藤正次編『多機関連携の行政学』（有斐閣）の行政における多機関連携の分析の視点、すなわち、①多機関連携が行われる「場（field）」、②多機関連携を促す「人（officer）」、③多機関連携を規定する「制度（institution）」を参考にすると、両県における警察を起点とした地域連携の現状について、①多機関連携が行われる「場（field）」の視点からは、会議体が作られ、また連携のための情報共有が行われていること、②多機関連携を促す「人（officer）」の視点からは、どちらの県も児童相談所及び学校・教育委員会と、出向、派遣、併任、OBの配置など様々な形態で人事交流が活発に行われていること、③多機関連携を規定する「制度（institution）」の視点からは、協定書の締結や各種制度等連携のための制度が整備されていることがわかる。

### 3 所感と新たな課題

本研究部会では、コロナ禍前の平成30年度に愛知県警察本部と宮城県警察本部に、令和元年度に埼玉県警察本部に聞き取り調査を行った。調査の結果、各県において、警察と児童相談所との協定書の締結や警察と児童相談所や教育委員会との人事交流が行われ、またスクールサポーター制度の運用なども活発に実施されていた。このように、コロナ禍前にも実施されていた協定や人事交流などの多機関連携の実践は近年でも引き続き行われていることがわかる。それだけではなく、さらに、併任警察官など新たな人事交流の取組も行われており、今後も「場」、「人」、「制度」の各連携が進められていくと思われる。

ここで、機関横断的協働に関する一つの研究を紹介したい。2021年に、Herbertらが児童虐待事案における機関間の協働に関する57件の研究をレビューし、機関間の協働の進展に関連する11の要因を特定した研究がある。その要因とは、Mandate, vision, roles, priorities（異なる任務、ビジョン、役割、優先順位がある中での共通基盤やチームアプローチ）、Protocols（明確で包括的な機関間のプロトコル）、Communication and information sharing（コミュニケーションと情報共有）、Joint/cross-agency training（共同・機関間の訓練）、Trust and respect（相互の信頼と尊敬）、Resources（資源）、Professional skills and knowledge（専門的スキルと知識）、Leadership and governance（リーダーシップとガバナンス）、Case review meetings（ケースレビュー会議）、Co-location/accessibility（共同スペース・アクセス性など物理的に近い距離で働くこと）、Feedback and evaluation（フィードバックと評価）である。海外の研究であるため、一概に本研究の検討に取り入れることは難しい面もあるかもしれないが、それでも機関横断的な連携という点からは参考になる指標だと思われる。紙幅の都合上、要因一つひとつを検討していくことはできないが、2で取り上げた両県の地域連携の現状を踏まえると、これら要因をいくつも満たすものと考えられる。ほかにも、児童虐待事案に関して援助要請を想定した警察と児童相談所の臨検・捜索の合同訓練などもその一例に含まれるであろう。効果的な機関横断的協働の観点からも意義のある取組が実践されていると言える。

しかしながら、新たな課題も明らかになった。それは、量的及び質的な非行の変化である。量的変化については、神奈川県では、減少傾向であった非行少年の検挙・補導人員が、令和5、6年はそれぞれ前年に比べ増加している。また、刑法犯少年（刑法犯の罪を犯した犯罪少年及び触法少年）の検挙・補導人員についても、同様に減少傾向にあったが、令和4、5、6年はそれぞれ前年に比べ増加している。静岡県

でも、刑法犯少年の検挙・補導人員が令和4、5、6年はそれぞれ前年に比べ増加している。なお、全国においても、刑法犯の認知件数・検挙人員や少年による刑法犯（触法少年の補導人員を含む）の検挙人員も同様の傾向にある。これら数値は令和に入ってから戦後最少を更新し続けていたが、近年は増加に転じており、明確な原因はまだ明らかになっていないが、量的変化は刑事司法の領域全体の傾向と言える。これまでは犯罪や非行は減少傾向にある、とされていたが、今後も増加傾向が続けば、それに応じて新たな取組が必要になってくる可能性も考えられる。

さらに、質的变化については、第一には低年齢化が挙げられる。神奈川県では、特殊詐欺で検挙した少年のうち、中学生の人数は令和3年は0人だったところ、令和4、5年は中学生の人数も1～2割を占め、闇バイトなど低年齢化している状況にある。ほかにも小学生による学校内での暴力行為なども多く、また、静岡県では、小学生の万引きが増えているとのことである。第二に、「トー横」問題である。神奈川県でも静岡県でも県内に「トー横」のような場所があってそこに少年が蟄集するわけではなく、少年が「トー横」へ行っている実態があるということが明らかになった。実際に、県警が新宿警察署に迎えに行く事例もあり、「トー横」に行った少年については、本人からも話を聞き、人間関係や親子関係の構築にアプローチをしているとのことである。

#### 4 むすびに

子どもは、社会の影響を大きく受ける。社会やそれに伴い量的にも質的にも非行が変化していく中で、今後は警察、児童相談所、教育委員会以外の機関との連携も求められてくる。実際に、闇バイトへの対策として、神奈川県では県内の高校と、静岡県では静岡大学と協力して教材を作成しているなど、教育機関とも連携が行われている。また、神奈川県特有の取組として、「つなぐ」は、中立的な第三者として多機関多職種と連携しながら「子どものためのワンストップセンター(CAC:Children's Advocacy Center)」として活動し、MDT (Multi-Disciplinary Team) を実践しており、地域連携の在り方を考える上で重要である。しかし一方で、非行・児童虐待の事案に関しては、画一的な制度はなく、あくまでもその地域の実状・社会資源に応じた連携が行われている現状にある。今後、目まぐるしく社会が変化する中で、それぞれの地域における地域連携を考えていく必要があるだろう。

#### 【主な参考文献】

伊藤正次編『多機関連携の行政学—事例研究によるアプローチ』（2019年、有斐閣）

Herbert, J., Ghan, N., Salveron, M., & Walsh, W., "Possible factors supporting cross-agency collaboration in child abuse cases: A scoping review," *Journal of Child Sexual Abuse*, 30(2), 2021.

## リレーエッセイ

# 海外出張時の健康管理メモ

警察政策学会 理事  
明治安田生命保険相互会社 顧問 富田 邦敬

### はじめに

海外出張時、日本国内の派遣元、渡航先の在外公館等の支援はあっても、基本のごく少人数で用務を遂行しなければならない。その観点から、健康管理は用務完遂の不可欠な要素となる。

筆者は、在職中、国際関係業務に従事することが多く、その中で、在インド日本大使館、国連東ティモール統合ミッション（PKO 文民警察隊長）等の中長期勤務から1泊4日（往復機中泊）の短期出張まで様々な海外勤務・出張を経験し、また、海外勤務・出張を行う職員に対する支援等を行った。

グローバル化の進展で海外出張の増加が予想される。そこで、本稿では、筆者の経験を踏まえ、海外出張の多い諸兄姉の参考として、健康管理上の留意事項について述べたい。

なお、全て私見であることは言うまでもない。

### 1 海外旅行保険「最後の砦」

健康管理の最後の砦は海外旅行保険である。

渡航先で最大限注意しても負傷したり病気になったりした場合、海外旅行保険は、医療機関を紹介・手配し、診察費、救護者費用（親族が渡航先に救援に行く場合の渡航費等）、緊急移送（帰国）費用等を補償する。さらに、死亡した場合の遺体搬送費まで補償するものもある。

多くのクレジットカードにはこの保険が付帯しているが、渡航前に補償範囲、適用条件（旅程の一部のカード決済等）を確認し、十分でなければ1回限りの海外旅行保険に加入する。あわせて、渡航先での連絡先、補償請求に必要な書類、キャッシュレスの医療機関（診察費一時払いが不要）についても確認する。

なお、出張は業務であり、負傷や病気は組織対応という意見もあろうが、例えば中央アジアで深夜高熱が出た場合、組織がすぐにできることは限られる。また、東南アジアの夜の街で側溝に落ちて足をねん挫するとか、怪しげな屋台料理を食べて寝込むとか、個人で対応すべき場合もあろう（無論、筆者の話ではない）。

### 2 時差ぼけ「米出張時の問題」

用務遂行上、時差ぼけ（日本時間のままの体内時計と渡航先の時間とのズレ）は大きな問題である。最小にしなければならない。

突き詰めると往路の飛行機内で起きているか眠るかだが、これは渡航先への到着時刻（乗換えの場合は最終的な到着時刻）で決まる。例えば、午前10時東京発フランクフルト便であれば、到着時刻は中央ヨーロッパ時間（サマータイムでなければ8時間遅れ）午後5時（ロシア上空を飛ばないため飛行時間15時間

前後)。「到着は夕方だから、そこまでの機内はずっと昼」と捉えて起きているべきである(ロシア上空を北回りで迂回する場合、高緯度を飛ぶので特に冬は機外が暗くなるが)。起きていたとしても、到着時刻中央ヨーロッパ時間午後5時は日本時間午前1時であり、体内時計的には日本で夜更かししているのと同じである。そして、この到着時刻から用務が入ることは通常ないので、空港から宿舎に入って眠ることができ、体内時計は修正しやすい。

これに対して、午前10時東京発ワシントン便であれば、到着時刻は米東部時間(サマータイムでなければ14時間遅れ)午前9時(飛行時間13時間)。「到着は朝だから、そこまでの機内はずっと夜」と捉えて眠るべきであるが、14時間遅れは、感覚的(体内時計的)には午前10時発と同時にいきなり10時間進んで夜(米東部時間午後8時)になる(日付は1日遅れ)。夜更かしとは違い、体内時計的に午前10時を夜8時と捉えて早寝することは容易ではない。それでも眠らなければ、到着時刻の米東部時間午前9時は日本時間午後11時であり、そこから始まる米到着初日は体内時計的には日本で徹夜しているのと同じになる(「東向き便は西向き便より時差ぼけがひどい。」。)。そして、この日から用務が入ることも多い。

渡航前夜はできる限り眠らず「眠気を貯める。」、空港の搭乗ゲートで時計を渡航先の時間に合わせ、少しでも長く渡航先の時間で過ごす、機内でアイマスクや耳栓で光や音を遮断する等、眠るための工夫をする。市販の睡眠改善薬や酔い止め薬で眠る方法もあるが、機内環境(特にエンジン音)から効果には個人差がある。

なお、日光を浴びると体内時計は調整されるので、渡航先到着後、散歩等するのも一つの方法である。

### 3 行動可能範囲「-10℃と45℃」「標高2,500m」

日本で育った者が短時間でも行動可能なのは、気温-10℃から45℃の間である。渡航先の環境がこれを外れる場合、宿舎からの不要な外出の制限、適切な冷暖房と休息の確保とともに、やむを得ない外出の際は、低体温症対策(特に帽子。熱は頭部から奪われる。)、熱中症対策(水分補給等)を行う。

また、標高2,500m以上(例えばコロンビアの首都ボゴタ)では高山病の危険が高まる。ゆっくりした呼吸と行動、十分な休息を取る。

### 4 飲食物「加熱」

衛生状態は渡航先によって異なるので、信頼できるサイト等で確認する。訪問先との関係上必要な場合は別として、食事で冒険する必要はない。

一般論として、先進国以外では食事は野菜を含め加熱されたもの、水はミネラルウォーター(それでも水質の違いで胃腸を壊すこともある。)。炭酸飲料はどこでも問題なく、「気を抜く」と胃腸を壊した時の水分・カロリー補給にも有用だが、氷は入れない(生水で作られている。))。

### 5 蚊「最大の脅威」

歴史上、人類を最も殺してきたのは戦争やテロ・犯罪ではなく、蚊が媒介する感染症、特にデング熱とマラリアである。

#### (1) デング熱

アジアを中心に90か国以上で毎年1億人が感染(WHO統計)。デングウイルスを持つネッタイシマカや

ヒトスジシマカに刺されて感染し、発熱、関節痛（破骨痛という強い痛み）、発疹等が起こる。予防接種も治療薬もなく、解熱鎮痛剤等の対症療法となる。多くは1週間以内に治るが、複数回感染し、2回目以降は内臓出血等を伴うデング出血熱になることがある。

これらの蚊は、放置された廃タイヤや空き缶の中の水でも繁殖し、昼間活動するため、都市部でも流行する。

## (2) マラリア

アフリカから東南アジアまで100か国以上で毎年2億人以上が感染、60万人が死亡（WHO統計）。マラリア原虫を持つハマダラカに刺されて感染し、周期的高熱、関節痛、胃腸障害等が起こる。予防接種はなく、治療薬（抗マラリア薬）はあるものの治療が遅れると（時間単位で悪化する。）、命に関わることもある。

この蚊は、繁殖に川や大きな水たまりが必要で、夜間活動する。

## (3) 対策

長袖・長ズボン着用、蚊忌避剤塗布等、蚊に刺されない対策を取る。

発熱があれば直ちに医療機関を受診する（流行地の医療機関は知見がある。）。いずれも1週間から1か月の潜伏期間があり、帰国後発症した場合は渡航先等を説明する。

なお、マラリアについて治療薬を予防薬として使用する方法もあるが、光過敏や肝臓障害等の副作用が出ることもある（筆者の経験である。）。

## 6 交通事故「左右左」

蚊が媒介する感染症に次ぐ脅威は交通事故である。世界で毎年120万人が死亡（WHO統計）。人口10万人当たりの死者数（30日以内）は、日本2.6人に対して米12.8人、韓国4.9人である（令和6年交通安全白書）。

自動車に乗る際はシートベルトを締める。

また、右側通行の国で歩行者が念頭に置くべきは、道路脇に立っている自分から見て、自分寄りの車線は左から右へ車が通行することである。したがって、道路横断の際は、日本とは逆に「左を見て右を見る」。

## 終わりに

冒頭述べたように、本稿は私見であり、内容は外務省、国立健康危機管理研究機構等公的サイトやトラベルクリニックを掲げる医療機関、カード会社等で再確認されたい。

諸兄弟の健康と用務完遂を祈念する。

## お知らせ

### <理事会開催結果について>

#### ○ 令和6年度警察政策学会第4回理事会

令和6年度第4回理事会は、下記日程で開催され、各議案について原案どおり議決承認されました。

##### 1 開催月日・場所

令和7年3月21日（金） ホテルグランドアーク半蔵門 3階「トパーズ」

##### 2 議案等

###### (1) 議案案件 8件

第1号議案 令和7年度事業計画書の件

第2号議案 令和7年度収支予算書の件

第3号議案 新入会員の承認の件

第4号議案 令和7年理事選挙管理委員会委員長・委員の選任、選挙の日程及び理事会推薦理事候補者の件

第5号議案 次期監事候補者の件

第6号議案 部会設置・解散申請の件

第7号議案 令和7年度部会活動計画書の件

第8号議案 令和7年度部会活動補助金の件

入会が承認された正会員は、次の3名の方です（敬称略・受付順。所属・役職は、令和7年3月21日時点）。

吉森 大輔

近藤 知尚

向山 喜浩

※ 令和7年2月末現在会員数：正会員521名、賛助会員38社・団体

###### (2) 報告事項 2件

① 「令和7年度警察政策学会シンポジウム」（9月5日（金）開催）のメインテーマ「災害時における警察活動を支える情報通信」

② 「警察政策 第27巻」編集・発行

#### ○ 令和7年度警察政策学会第1回理事会

令和7年度第1回理事会は、下記日程で開催され、第1号議案～第4号議案については原案どおり議決承認され、第5号議案については、次回理事会の報告事項となりました。

##### 1 開催月日・場所

令和7年5月23日（金） ホテルグランドアーク半蔵門 3階「トパーズ」

## 2 議案等

### (1) 議案案件 5件

第1号議案 令和6年度事業報告書の件

第2号議案 令和6年度収支決算書の件（監査結果報告書）

第3号議案 令和7年度収支予算書変更の件

第4号議案 新入会員の承認の件（5人）

第5号議案 特別調査研究補助申請書の件

入会が承認された正会員は、次の5名の方です（敬称略・受付順。所属・役職は、令和7年5月23日時点）。

石川 雅俊

大森 栄治

山路 樹

佐藤 正顕

井上 一志

※ 令和7年4月末現在会員数：正会員503名、賛助会員38社・団体

### (2) 報告事項

① 「令和7年度警察政策学会シンポジウム」（9月5日（金）開催）の進捗状況

② 「警察政策 第28巻」論説原稿（投稿フォーム）の募集結果

## ○ 令和7年度警察政策学会第2回理事会

令和7年度第2回理事会は、下記日程で開催され、各議案について原案どおり議決承認されました。

### 1 開催月日・場所

令和7年7月4日（金） ホテルグランドアーク半蔵門 3階「光の間」

## 2 議案等

### (1) 議案案件 3件

第1号議案 理事選挙の結果並びに理事及び監事の選任の件

第2号議案 会長、副会長及び専務理事の互選の件

第3号議案 理事の職分担の件

### (2) 報告事項

① 「特別調査研究補助申請の状況」

② 「令和7年度警察政策学会シンポジウム」（9月5日（金）開催）の進捗状況

## <通常総会について>

## ○ 令和7年度警察政策学会通常総会

令和7年度通常総会は、下記日程で開催されました。

### 1 開催月日・場所

令和7年7月4日（金） ホテルグランドアーク半蔵門 3階「光の間」

## 2 議案等

### (1) 議案案件 4件

- 第1号議案 令和6年度事業報告書の件
- 第2号議案 令和6年度収支決算書の件
- 第3号議案 令和7年度事業計画書の件
- 第4号議案 令和7年度収支予算書の件

### (2) 報告事項

- ① 「令和7年度警察政策学会シンポジウム」の進捗状況

## 3 議決結果

令和7年4月1日現在の正会員数504名のうち、出席者56名（会場34名、Web22名）及び272名から議長宛に議事表決の委任状が提出され、合計328名が出席され（開催に必要な定足数1/5以上（101名）を充足）、各議案は原案どおり議決承認されました。

なお、賛助会員の出席者数は、1団体1名（Web1名）でした。

## <役員等体制について>

新役員・顧問は、次のとおりです。

理事・監事の任期は令和7年7月4日から2年間です。

※新任

（敬称略、理事・監事：五十音順）

役 職	氏 名	職 名	
会 長	柳川 重規	中央大学法学部教授	
副 会 長	※ 野口貴公美	一橋大学副学長、法学研究科教授	
	矢代 隆義	(公財)自動車情報利活用促進協会理事	
専 務 理 事 設立30周年記念事業	※ 石井 隆之	(一財)ひまわり基金理事長	
理 事		尾田 清貴	日本大学大学院法学研究科非常勤講師
	機 関 誌	河合 潔	国土舘大学政経学部客員教授
	特別調査研究	※ 河原 淳平	(一財)保安通信協会専務理事
	部 会	※ 久保 正行	日本心理学会認定心理士
		※ 柴田 守	獨協大学法学部教授
		清水 真	明治大学法科大学院教授
	機 関 誌	※ 徳本 広孝	中央大学法学部教授
	会員・学会資料	※ 富田 邦敬	明治安田生命保険相互会社顧問
	ホームページ	※ 彦坂 正人	(公財)日本交通管理技術協会専務理事
		※ 峰 ひろみ	東京都立大学法学政治学研究科教授
総 務 ・ 国 際	安村 隆司	東京海上日動顧問	
監 事	太田 滋徳	(公財)犯罪被害救援基金事務局長	
	尋木 真也	愛知学院大学法学部准教授	
顧 問	山田 英雄	(一財)JP生きがい振興財団顧問	
	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授	
	前田 雅英	東京都立大学名誉教授	
	中野目善則	中央大学名誉教授	
	藤原 静雄	中央大学名誉教授	

<研究部会体制>

(部会五十音順、敬称略)

部 会 名	役 員	氏 名	肩 書
外国制度研究部会	部 会 長	五十嵐邦雄	ホテルグランドアーク半蔵門総支配人
	連絡責任者	世取山 茂	元東北管区警察局長
管理運用研究部会	部 会 長	野田 健	元内閣危機管理監
	連絡責任者	山本 和毅	(一財)ITS サービス高度化機構監事
警察史研究部会	部 会 長	新谷 珠恵	(一社)東京都PTA 協議会相談役
	連絡責任者	小野田博光	
警察法令研究部会	部 会 長	竹内 直人	NPO 法人災害時警友活動支援ネットワーク代表理事
	連絡責任者	金丸 和行	警察政策学会事務局長
刑事警察研究部会	部 会 長	小野 正博	(公財)日本交通管理技術協会顧問
	連絡責任者	三枝 守	元岩手県警察本部長
警備業研究部会	部 会 長	黒木 慶英	(一社)全国警備業協会専務理事
	連絡責任者	黒木 慶英	(一社)全国警備業協会専務理事
ゲーミング政策研究部会	部 会 長	長田 章	元中部管区警察局長
	連絡責任者	生盛 豊樹	元四国管区警察局長
交通政策研究部会	部 会 長	広畑 史朗	元近畿管区警察局長
	連絡責任者	岡本 努	表示灯株式会社公共事業本部副本部長
子供を守るための地域連携研究部会	部 会 長	小西 暁和	早稲田大学法学学術院教授
	連絡責任者	石田 咲子	福山平成大学福祉健康学部福祉学科講師
市民生活と地域の安全創造研究部会	部 会 長	石附 弘	日本市民安全学会会長
	連絡責任者	山下 弘忠	行政書士
社会安全政策教育研究部会	部 会 長	堤 和通	中央大学総合政策学部教授
	連絡責任者	古谷 洋一	日本大学危機管理学部教授
少年問題研究部会	部 会 長	横山 實	國學院大學名誉教授
	連絡責任者	四方 光	中央大学法学部教授
情報技術犯罪対策研究部会	部 会 長	星 周一郎	東京都立大学法学部教授
	連絡責任者	四方 光	中央大学法学部教授
情報通信研究部会	部 会 長	島崎 俊隆	富士通株式会社シニアアドバイザー
	連絡責任者	米田 茂雄	イオンフィナンシャルサービス株式会社顧問
大都市治安(安全安心)研究部会	部 会 長	皆川 誠	名古屋学院大学法学部教授
	連絡責任者	尋木 真也	愛知学院大学法学部准教授
テロ・安保問題研究部会	部 会 長	茂田 忠良	茂田インテリジェンス研究室主宰
	連絡責任者	茂田 忠良	茂田インテリジェンス研究室主宰
犯罪被害者支援研究部会	部 会 長	田村 正博	警察大学校名誉教授、京都産業大学法学部教授
	連絡責任者	安田 貴彦	(公社)全国被害者支援ネットワーク顧問

<フォーラムについて>

○ 警察大学校警察政策研究センター主催フォーラムへの講演

令和7年3月14日（金）（会場：ホテルグランドアーク半蔵門）

テーマ 「オンラインカジノをめぐる現状と対策」

<警察政策学会資料の作成発行>

令和7年4月以降に発行した警察政策学会資料は、次のとおりです。

No.（発行年月）	標 題	発行部会
第141号（令7.7）	匿流犯罪と市民安全の心技体	市民生活と地域の安全創造 研究部会

<図書紹介>

最近の警察政策学会員の執筆・推薦図書紹介

（発行順、敬称略、定価は税込）

著 者	図 書 名	発行所（発行年月）	定 価
警察政策学会 警察法令研究部会 監修	令和7年版 警察官実務六法	東京法令出版 （令7.2） ☎ 03-5803-3304	4,510円
一般財団法人 保安通信協会 編著	クラウド・フォレンジックの 基礎	東京法令出版 （令7.2） ☎ 03-5803-3304	2,750円
警察政策学会 編	警察政策（第27巻）	立花書房 （令7.3） ☎ 03-3291-1561	2,640円
警察大学校 編集	警察学論集 （毎月1回10日発行）	立花書房 ☎ 03-3291-1561	1,300円
前田 雅英 編集代表 （東京都立大学名誉教授）	条解刑法（第5版）	弘文堂 （令7.6） ☎ 03-3294-4801	13,200円
高橋 滋 （法政大学法学部教授・一橋大学名誉教授）	ガバナンスと行政法学 ——組織管理、法学教育と 東アジア	民事法研究会 （令7.9） ☎ 03-5798-7257	（未定）

編集後記

ニュースレターは、年2回発行しています。ご意見・ご感想のほか、会員の方が発行された図書の紹介、入会希望者の推薦などありましたら下記にお寄せください。

記

☆ 警察政策学会 連絡先（担当：金丸）

電 話：03-3230-2918／03-3230-7520 FAX：03-3230-7007 Eメール：asss2@lake.ocn.ne.jp

☆ ニュースレター編集協力 警察大学校警察政策研究センター

電 話：042-354-3550（内線3422） FAX：042-330-1308 Eメール：PPRC@npa.go.jp